

こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染力のある期間に配慮し、集団でのこども園生活が可能な健康回復状態となつてからの登園であるよう、ご理解とご協力をお願い致します。現在かかっている病気が治癒し、または軽快して、他の園児にうつす恐れがなくなりましたら、お手数でも保護者にこども園へ「登園してよい」旨の指導をお願いいたします。

また、平成30年に「保育所における感染症対策ガイドライン」が改訂されたことを受け、みどりこども園におきましても、下記の感染症の場合は登園再開時に『登園許可証』の提出をお願いすることに致しました。しかし現在は、各医療機関において「登園許可証」の取り扱いが一律化されておらず対応が違います。皆さまが安心して登園していただく為に、**登園許可証を「医師が記入可能」及び「料金が発生しない」場合であるなら、ご記入をお願い致します。**登園許可証の記入のために再度受診する必要があるれば、保護者へお伝えしてください。
 ※医師記入不可の場合は、保護者記入の「登園届」の提出をお願いします。

2025年6月改定

登園許可証について（医師が記入した登園許可証が必要な感染症）	
病名	登園の目安
麻疹（はしか）	解熱後、3日を経過するまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）・带状疱疹	すべての発疹がかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫れが出現後5日経過し、全身状態が良くなるまで
百日咳	特有の咳が消失するまで
結核	医師より感染の恐れがなくなったと認められるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消失した後、2日を経過するまで
流行性角結膜炎（はやり目）	結膜炎の症状が消失してから
腸管出血性感染症（O-157）	医師より感染の恐れがなくなったと認められるまで

登園許可証（主治医記入）

学校法人心月学園 園長 殿

園児氏名 _____

病名『 _____ 』

_____年 _____月 _____日から症状回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

登園後の注意事項（ _____ ）

_____年 _____月 _____日

医療機関 _____

医師名 _____ 印またはサイン